



地域包括支援センター（ほっとあんしんネット）

名 称	電話番号	住 所	担当圏域
地域包括支援センター梨の里	982-0125	八幡柿木垣内25番地 1	男山中学校圏域
地域包括支援センターやまばと	982-8000	男山金振24番地1	男山第二中学校圏域
地域包括支援センター美杉会	971-3576	男山泉19番地	男山第三中学校圏域
地域包括支援センター有智の郷	972-1000	内里北ノ口5番地の1	男山東中学校圏域

地域包括支援センターは高齢者のみなさんの身近な相談窓口です。
相談や困りごとがあれば、地域包括支援センターへお問い合わせください。

お問い合わせ先

八幡市 高齢介護課

〒614-8501 八幡市八幡園内75番地

介護係

075-983-1328(給付)

075-983-3594(認定)

地域支援係

075-983-5471

FAX

075-972-2520



介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です

ともにはぐくむ

令和7年4月
制度改正
対応版

介護保険

わかりやすい利用の手引き



八幡市 高齢介護課

介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支えるしくみです



40歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源とし、介護が必要な方は、費用の一部を負担することでさまざまな介護保険サービスを受けられます。

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、できる限り自立した生活を送れるよう支援します。

本書は、介護保険で受けられるサービスや利用のしかたを説明しています。一日一日をより充実したものにさせていただくためにも、ぜひ本書をご活用ください。

令和7年度 介護保険制度改正のポイント

◆介護保険サービスの費用・保険料に関する主な変更点

一部の多床室で室料が徴収されるように。(令和7年8月から) ▶ 21 ページ

介護保険料等の算定における年金収入等の基準額を変更。(令和7年4月から) ▶ 42 ページ
(令和7年8月から) ▶ 22・40 ページ

今後の制度改正等により、内容の一部が変更になる場合があります。

介護保険の申請や届け出には、「本人確認ができる書類等」が必要です

介護保険の各種申請や届け出には、原則として、マイナンバー(個人番号)の記入が必要です。窓口では、マイナンバーの確認と本人確認を行います。

◆マイナンバーの確認には次のいずれかが必要

- ・マイナンバー(個人番号)カード
- ・通知カード(住所、氏名等が住民票と一致している)
- ・個人番号が記載された住民票 等

◆本人確認には次のいずれかが必要

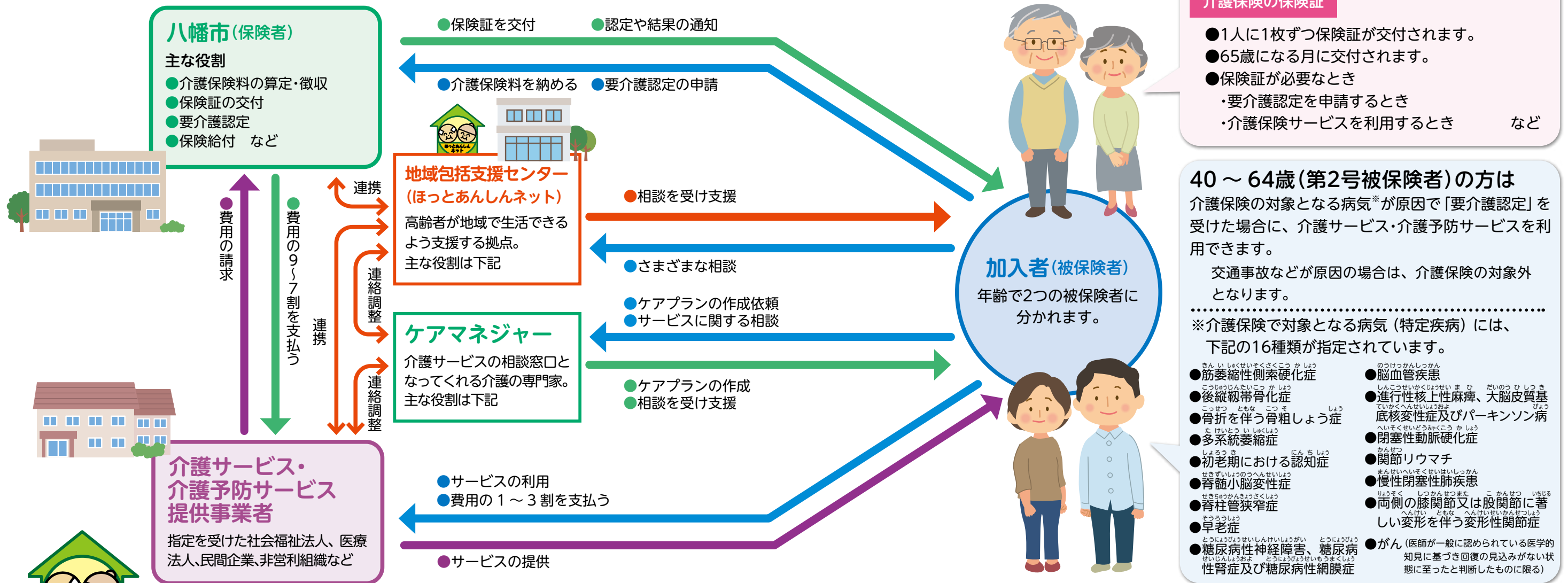
- ・マイナンバー(個人番号)カード
 - ・運転免許証
 - ・パスポート 等の写真付きの本人確認書類
- 写真がない本人確認書類の場合は2種類が必要。

もくじ

介護保険制度のしくみ	1
住み慣れた地域でいつまでも元気に	1
サービス利用の手順	3
サービス利用の流れ① 相談～利用できるサービス	3
サービス利用の流れ② 要介護認定の手順	5
サービス利用の流れ③ ケアプランの作成からサービス利用まで	7
介護保険サービスの種類と費用	9
介護保険サービスの種類と費用のめやす	9
①自宅を中心に利用するサービス	12
②介護保険施設で受けるサービス	19
③生活環境を整えるサービス	23
地域支援事業(総合事業)	25
総合事業 自分らしい生活を続けるために	25
①サービス・活動事業	26
②一般介護予防事業	29
地域支援事業(その他の事業)	31
市町村特別給付	35
介護保険以外のサービス	35
費用の支払い	39
利用者の負担と負担の軽減	39
介護保険料の決まり方・納め方	41
社会全体で介護保険を支えています	41

住み慣れた地域でいつまでも 元気に

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。40 歳以上の方が加入します。地域包括支援センター（ほっとあんしんネット）が中核となって、高齢者の暮らしを地域ぐるみで支える制度です。



「地域包括支援センター（ほっとあんしんネット）」とは？

地域包括支援センターは、介護予防ケアプランを作成するほか、市区町村・医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと協力しながら、地域の高齢者のさまざまな相談に対応する総合的な役割を担っています。

【主にどんなことをするの？】

- 高齢者や家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- ケアマネジャーへの支援やネットワークづくり
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業など

名 称	電話番号	住 所	担当圏域
地域包括支援センター梨の里	982-0125	八幡柿木垣内25番地1	男山中学校圏域
地域包括支援センターやまばと	982-8000	男山金振24番地1	男山第二中学校圏域
地域包括支援センター美杉会	971-3576	男山泉19番地	男山第三中学校圏域
地域包括支援センター有智の郷	972-1000	内里北ノ口5番地の1	男山東中学校圏域

【どんなスタッフがいるの？】

社会福祉士
高齢者の権利擁護に関する相談 など

主任ケアマネジャー
事業者やケアマネジャーの指導 など

保健師(または経験のある看護師)
介護予防ケアプランの作成や介護予防指導 など

「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれるサービスの窓口役です。利用者はケアマネジャーを選ぶことができますし、変えることもできます。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。

サービス利用の流れ① 相談～利用できるサービス



介護サービスや介護予防サービス、サービス・活動事業を利用するには、まずは、高齢介護課や地域包括支援センターに相談しましょう。

1 相談する

高齢介護課または地域包括支援センターで、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば伝えましょう。

2 心身の状態を調べる

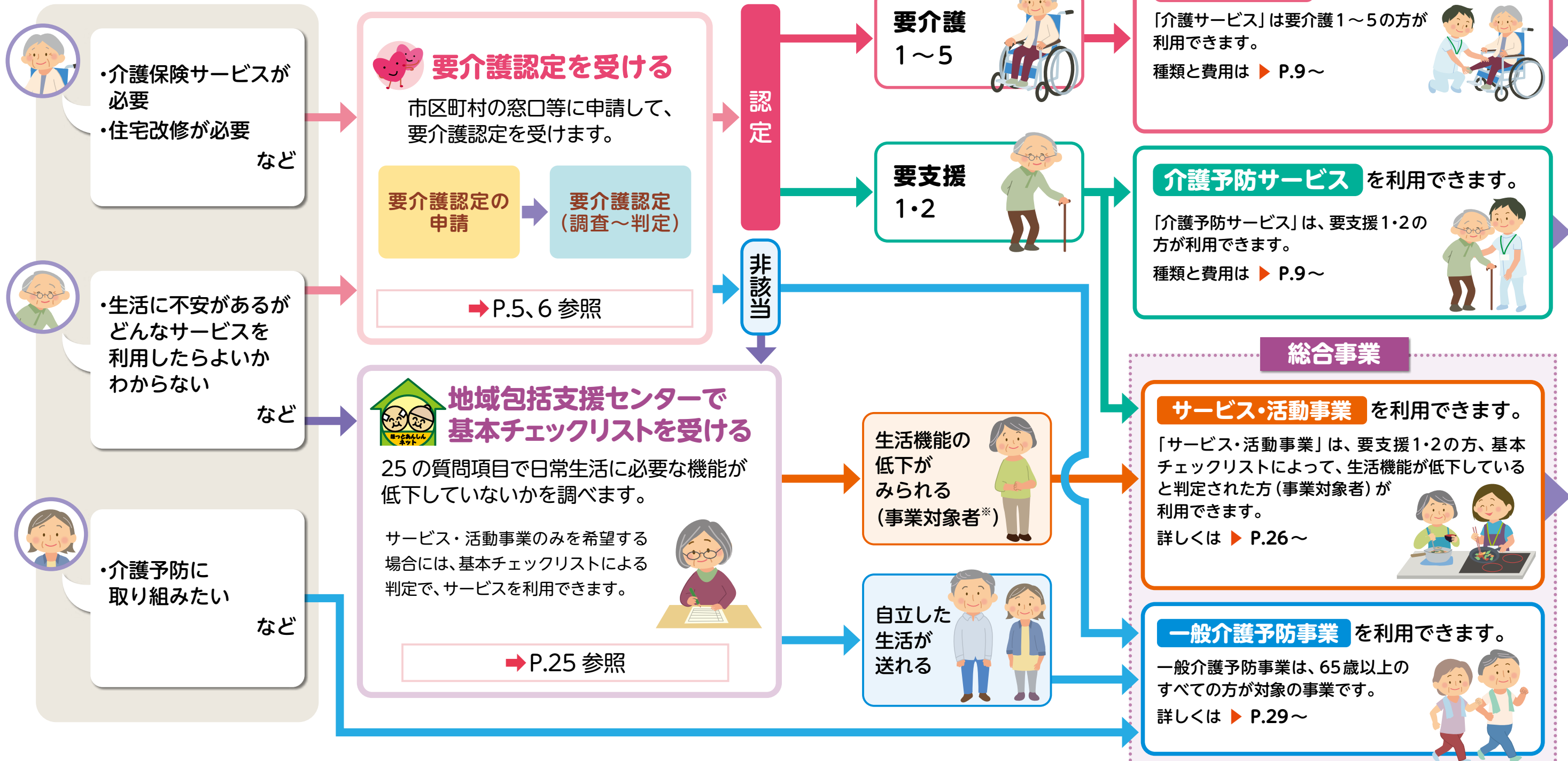
要介護認定または基本チェックリストを受けます。まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。

3 心身の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって心身の状態を判定します。

4 利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。



※事業対象者とは「サービス・活動事業」の対象者のことです。

サービス利用の流れ② 要介護認定の手順

介護サービス、介護予防サービスを利用するには「要介護認定」を受けて、介護や支援を受ける必要があります。「要介護認定」では、どれくらい介護保険サービスが必要なのかを判断します。

認定には有効期間があります

有効期間など要介護認定の結果は、介護保険証に記載されます。
有効期間後もサービスの利用を希望する場合には、有効期間満了前に更新の申請をしてください（介護が必要な度合いに変化がある場合は、認定の変更を申請してください）。

引き続き利用するには「更新申請」が必要です。



1 申請する

申請の窓口は高齢介護課です。申請は、本人のほか家族でもできます。



次のところでも申請の依頼ができます。（更新申請も含まれます）

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設

申請に必要なもの

- ☒ 申請書 高齢介護課・地域包括支援センターにあります。
- ☒ 介護保険の保険証
- ☒ 医療保険情報が確認できるもの

申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、申請前に確認しておきましょう。

※40～64歳の方は、「医療保険の資格情報画面（マイナポータルからダウンロード）」「資格情報のお知らせ」「資格確認書」「有効な健康保険の保険証」いずれかの提示が必要な場合があります。

2 要介護認定

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い（要介護度）が決まります。

●訪問調査

市区町村等の調査員が自宅などを訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。

●主治医の意見書

高齢介護課の依頼により主治医が意見書を作成します。
※主治医がいない場合は高齢介護課にご相談ください。

●一次判定

訪問調査の結果や、主治医意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。



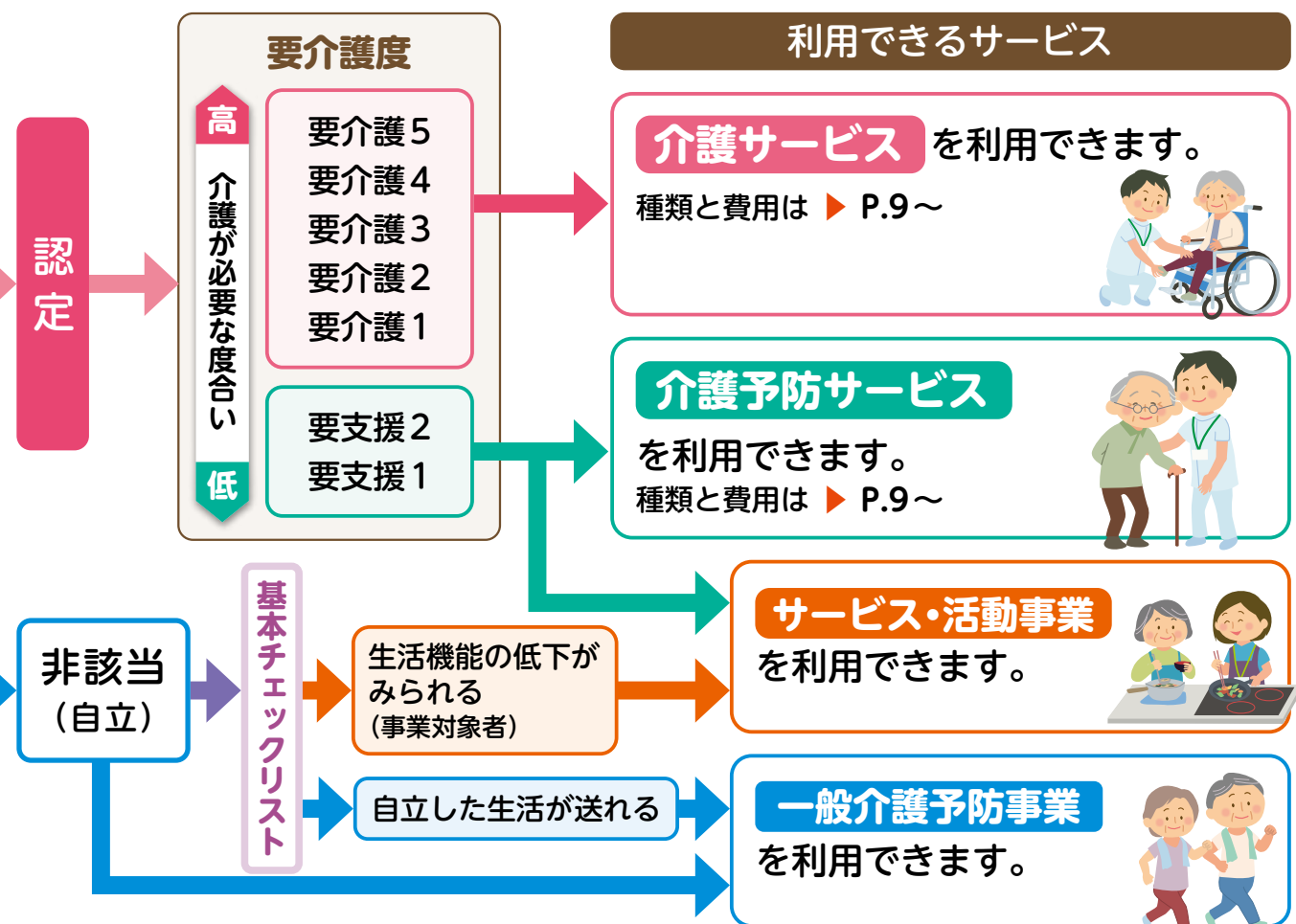
●二次判定（認定審査）

一次判定や主治医意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。



3 結果の通知

「要介護」と認定された方は「介護サービス」を、「要支援」と認定された方は「介護予防サービス」、「サービス・活動事業」を利用できます。



「訪問調査」とは？



基本調査では「片足で立ってられるか」「何かにつかまらないで起き上がれるか」など、あらかじめ定められた項目にしたがって、調査員（市区町村の職員や委託されたケアマネジャー等）が質問をします。

【訪問調査を受けるときのポイント】

- 伝えたいこと（困っていること）はメモしておく
- 本人だけでなく、介護している人が同席する
- 24時間通しての様子を伝える（夜間の様子なども伝える）
- 調査時の様子と普段の様子が違う場合は、普段の様子も伝える

【訪問調査の主な調査項目】

基本調査

- 麻痺などの有無
- 拘縮の有無
- 寝返り
- 起き上がり
- 座位保持
- 両足での立位保持
- 歩行

- 立ち上がり
- 片足での立位
- 洗身
- つめ切り
- 視力・聴力
- 移乗・移動
- えん下・食事摂取
- 排泄

- 清潔
- 衣服の着脱
- 外出頻度
- 意思の伝達
- 記憶・理解
- 問題行動
- 薬の内服
- 金銭の管理

- 日常の意思決定
- 社会生活への適応
- 過去14日間にうけた医療
- 日常生活自立度

概況調査

特記事項

- 調査時に聞き取った本人の状態や実際の介護の状況など詳しい内容を記載したもの

サービス利用の流れ③ ケアプランの作成からサービス利用まで

要介護1～5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護
また、要支援1・2と認定された方および事業対象者は地域包括支援センターに連絡し

支援事業者に、施設への入所を希望する方は介護保険施設に連絡します。

要介護1～5の方

自宅で暮らしながら
サービスを利用したい



1 居宅介護支援事業者に連絡

- 居宅介護支援事業者（ケアマネジャーを配置しているサービス事業者）を選び、連絡します。
- 担当のケアマネジャーが決まります。



2 ケアプラン※1を作成

- 担当のケアマネジャーと相談しながらケアプラン（どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書）を作成します。

3 サービスを利用

- サービス事業者と契約※2します。
- ケアプランにそって **介護サービス**（▶P.11～）を利用します。



介護保険施設へ
入所したい



1 介護保険施設に連絡

- 入所前に見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。



2 ケアプラン※1を作成

- 入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

3 サービスを利用

- ケアプランにそって介護保険の **施設サービス**（▶P.19）を利用します。



要支援1・2の方

1 地域包括支援センターに連絡、相談

- 家族や地域包括支援センターの職員とこれからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。

2 介護予防ケアプラン※1を作成

- 地域包括支援センターの職員と介護予防ケアプラン（どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書）を相談しながら作成します。

3 サービスを利用

- サービス事業者と契約※2します。
- 介護予防ケアプランにそって **介護予防サービス**（▶P.11～）および **サービス・活動事業**（▶P.26）を利用します。



サービス事業者と契約する際の注意点

- ☐ 重要事項説明書などの書類を受け取り、サービスの内容に納得した
- ☐ 利用者の病気や身体の状態をよく把握してもらっている
- ☐ 介護保険が使えるサービスと使えないサービスがわかるようになっている
- ☐ 利用料やキャンセル料、支払いについて納得した
- ☐ 契約解除の方法の説明を受けた

利用開始後も事業者を変えることができます。疑問点は、ケアマネジャーに相談してみましょう。

通うサービスなどでは、実際に施設を見学してみましょう。



事業対象者

1 地域包括支援センターに連絡、相談

- 家族や地域包括支援センターの職員とこれからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。

2 ケアプラン※1を作成

- 地域包括支援センターの職員とケアプラン（どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書）を相談しながら作成します。

3 サービスを利用

- サービス事業者と契約※2します。
- ケアプランにそって **サービス・活動事業**（▶P.26）を利用します。



※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

介護保険サービスの種類と費用のめやす

介護保険サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に入所する「施設サービス」があります。また、居宅サービスには、事業所のある市区町村にお住まいの方のみが利用できる「地域密着型サービス」があります。

■介護保険サービスの利用者負担割合

介護保険サービスの利用者負担割合は、所得の状況などによって、1割、2割、3割のいずれかになります。所得区分と利用者負担割合

所得区分		利用者負担割合
右の①②の両方を満たす方	① 65歳以上で本人の合計所得金額が220万円以上 ② 本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の年金収入+その他の合計所得金額が ◆1人の場合340万円以上 ◆2人以上の場合、合わせて463万円以上	3割
右の①②の両方を満たす方で3割負担とらない方	① 65歳以上で本人の合計所得金額が160万円以上 ② 本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の年金収入+その他の合計所得金額が ◆1人の場合280万円以上 ◆2人以上の場合、合わせて346万円以上	2割
2割負担、3割負担の対象とならない方(本人の合計所得金額が160万円未満の方等)		1割

※「合計所得金額」とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で扶養控除や医療費控除等の控除をする前の所得金額をいいます。土地の売却等により長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額がある場合は、それらを控除した額となります。また、令和3年度より税制改正が行われましたが、負担割合を判定する上での合計所得は改正前の合計所得になるように調整されます。

※「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額です。

※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担になります。

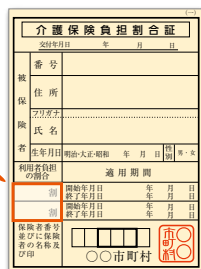
【負担割合証】

要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者に負担割合を示す証明書が発行されます。保険証とともに介護サービス等を利用するときに必要になります。

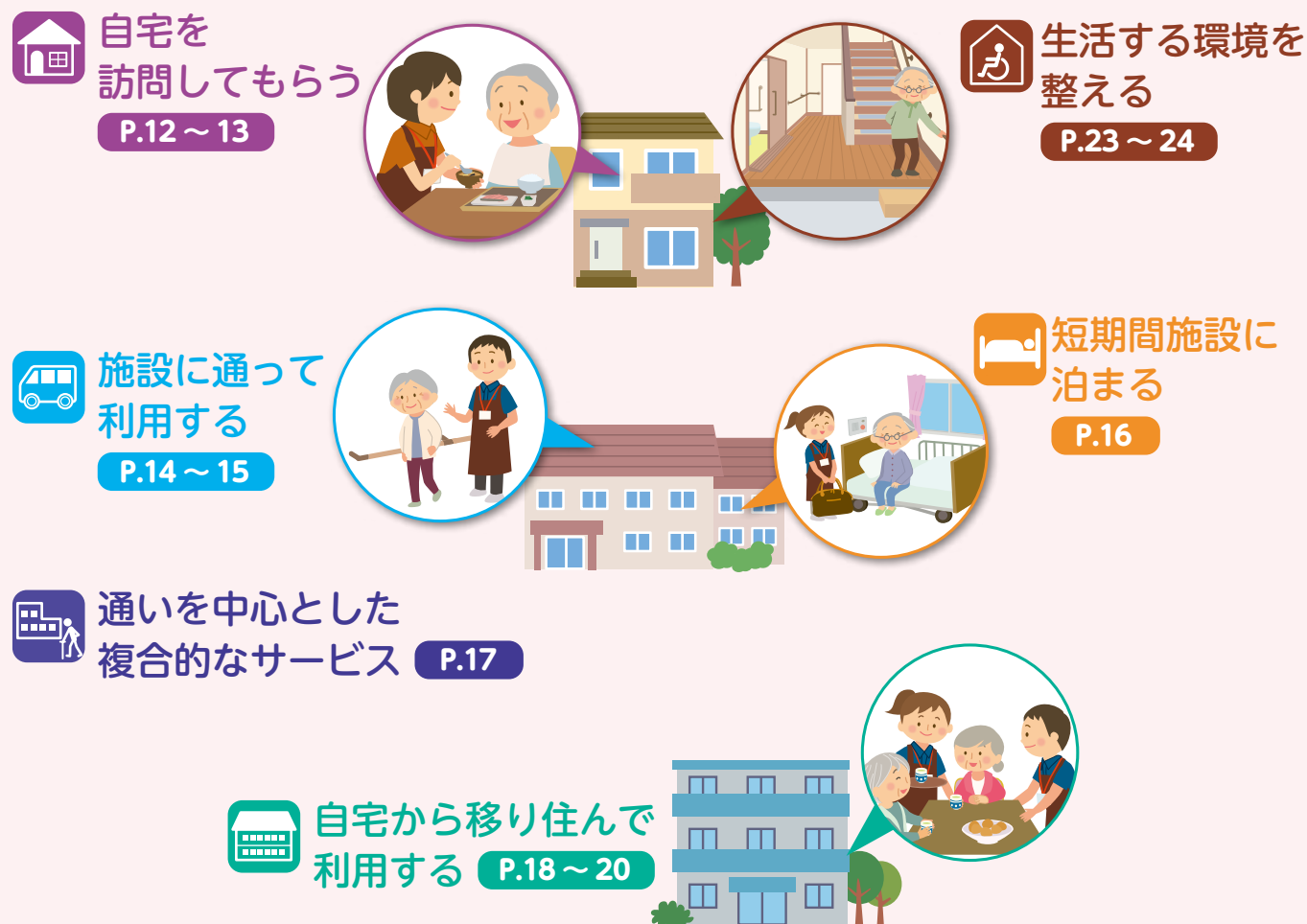
有効期限:1年間(8月1日～翌年7月31日)

負担割合(1～3割)が記載されます。

※負担割合証はイメージです。実際のものとは異なります。



介護保険サービスの種類



マーク、利用者負担のめやす等について

要介護 1～5 要介護1～5の方が介護保険を使って利用できるサービス

要支援 1・2 要支援1・2の方が介護保険を使って利用できるサービス

※要介護3～5の方向けのサービスや要支援2の方向けのサービスなどは数字の違いで表現しています。

地域密着型サービス 原則として事業所のある市区町村の住民だけが利用できる介護保険サービス。サービスの種類などは市区町村によって異なります。

- 利用者負担は1割、2割、3割のいずれかです。
本冊子は、**利用者負担1割の費用をめやす**として掲載しています。
- 実際にかかる費用は、利用する事業者の所在地や体制、サービスの内容等によって異なります。
※自己負担のめやすは令和4年2月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。

「共生型サービス」について

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障がい福祉のサービスを一体的に提供する取り組みです。例えば、障がい福祉サービス事業所が、共生型サービス事業所の指定を受けることにより、介護保険サービスを提供できるようになり、障がいをお持ちの方が65歳以上になっても、引き続き、同じ施設でサービスが受けられます。

【対象サービス】 訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 等
(デイサービス) (ショートステイ)

低所得の障がい者のための負担の軽減が行われます。▶ P.39

介護保険サービスの種類と費用

【サービスを利用する前に】

ケアプラン（介護サービスの利用計画）または介護予防ケアプランを作成する必要があります。



ケアプランを作成する

介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

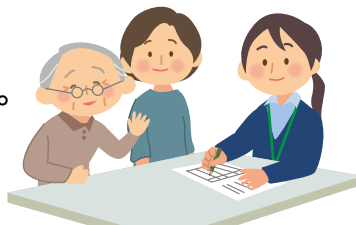
要介護 1～5 居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。



要支援 1・2 介護予防支援

地域包括支援センターの職員やケアマネジャーなどに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。



ケアプランの作成および相談は無料です。（全額を介護保険で負担します）

※施設に入所する場合や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護を利用する場合は、施設または事業者のケアマネジャーにケアプランを作成してもらいます。

ケアプランの作成例（要介護1の方の例）

要望 足の筋力を回復し、自分で家事ができるようになりたい

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護		訪問介護			訪問介護	
午後		通所介護			通所リハビリ		

足の筋力回復のための機能訓練を行う。外出することがよい気分転換にも。

家の中で転ばないため、日常動作のリハビリ。

納得のいくケアプランのために

ケアプランは生活の設計図。目標の達成につながるサービスを組み込むことが大切です。「担当のケアマネジャーさんにすべてお任せ」ではなく、目標やどんな生活を送りたいかをケアマネジャーに積極的に伝えましょう。

サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されているか評価します。サービス利用の途中でも「自分の生活に合わない」「改善が見られない」という場合は、ケアプランの見直しができますので、遠慮なくケアマネジャーに相談してください。



※利用者負担は1～3割です。本冊子は利用者負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

① 自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に利用するサービス（居宅サービス）には、訪問してもらうサービスや施設に通うサービスなど、さまざまな種類があります。



自宅を訪問してもらう

日常生活の手助けをしてもらう

要介護 1～5 訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

※利用者本人が不在のときは利用できません。



〈身体介護〉

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣類やシーツの交換 など

〈生活援助〉

- 住居の掃除、洗濯、買い物
- 食事の準備、調理 など

利用者負担（1割）のめやす

身体介護 中心	20分～30分未満	255円
	30分～1時間未満	404円
生活援助 中心	20分～45分未満	187円
	45分以上	230円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院等乗降介助（1回）	101円
-------------	------

以下のサービスは、介護保険の対象外です

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- 本人以外の家族のための家事
- 留守番・来客の対応
- 話し相手のみ
- 預金の引き出し・預け入れ
- 草むしり・花の手入れ
- ペットの世話
- リハビリや医療行為
- 嗜好品の買い物
- 洗車 など

※サービスの内容によっては、「介護保険外」のサービスとして受けることができます。希望するときは、ケアマネジャーやサービス提供事業者にご相談しましょう。ただし、利用者本人が不在のときは利用できません。

ヘルパーさんになんでもお願いできるわけではありません



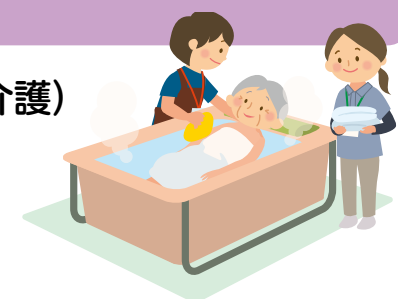
自宅で入浴する

要介護 1～5 要支援 1・2 訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

利用者負担（1割）のめやす【1回あたり】

要介護 1～5	1,320円	要支援 1・2	892円
---------	--------	---------	------



自宅でリハビリをする

要介護 1～5 要支援 1・2 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

利用者負担（1割）のめやす

1回	要支援 1・2	308円
	要介護 1～5	319円



介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

介護保険サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

地域支援事業（その他の事業）

市町村特別給付

介護保険以外のサービス

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

① 自宅を中心に利用するサービス



自宅を訪問してもらう

看護師などに訪問してもらう

要介護 1～5 訪問看護
要支援 1・2 (介護予防訪問看護)

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。



利用者負担(1割)のめやす

病院・診療所から	20分～30分未満	要支援 1・2	398円
		要介護 1～5	416円
	30分～1時間未満	要支援 1・2	577円
		要介護 1～5	599円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	要支援 1・2	470円
		要介護 1～5	491円
	30分～1時間未満	要支援 1・2	828円
		要介護 1～5	858円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

お医者さんなどによる療養上の管理や指導を受ける

要介護 1～5 要支援 1・2 居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師、などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。



利用者負担(1割)のめやす

【単一建物居住者1人に行う場合】

医師の場合(月2回まで)	515円
歯科医師の場合(月2回まで)	517円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	566円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	362円

24 時間対応の訪問介護・訪問看護サービスを受ける

要介護 1～5 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

地域密着型サービス

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などをすることで、随時対応も受けられます。



※要支援の方は利用できません。

1カ月あたりの利用者負担(1割)のめやす
【介護、看護連携型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用
要介護 1	5,675円	8,280円
要介護 2	10,129円	12,935円
要介護 3	16,818円	19,744円
要介護 4	21,275円	24,339円
要介護 5	25,729円	29,487円

夜間に訪問介護を受ける

要介護 1～5 夜間対応型訪問介護

地域密着型サービス

夜間に定期的な巡回で介護を受けられる訪問介護、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる随時対応の訪問介護などがあります。



利用者負担(1割)のめやす
【基本対応の場合】

1カ月	1,031円
-----	--------

※要支援の方は利用できません。

令和7年3月31日現在、八幡市では実施していません。

※利用者負担は1～3割です。本冊子は**利用者負担1割の費用をめやすとして**掲載しています。



施設に通って利用する

施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護 1～5 通所介護 (デイサービス)

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練 (個別機能訓練)
 - 食事に関する指導など (栄養改善)
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など (口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。



利用者負担(1割)のめやす

【通常規模の施設 / 7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1	676円
要介護 2	798円
要介護 3	925円
要介護 4	1,051円
要介護 5	1,179円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・個別機能訓練 58円 / 1日
- ・栄養改善 206円 / 1回
- ・口腔機能向上 154円 / 1回 など

※食費、日常生活費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

小規模な施設の通所介護サービス

要介護 1～5 地域密着型通所介護

地域密着型サービス

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



利用者負担(1割)のめやす

【3～4時間未満の利用の場合】

要介護 1	428円
要介護 2	491円
要介護 3	555円
要介護 4	617円
要介護 5	681円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

介護予防が大切なのはなぜ？

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。要介護度が軽い方について調べてみると、足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまったケースが多いという結果が出ています。

できることはなるべく自分でいき、体を動かすことで、心身の機能を向上させ、自分らしい自立した生活を目指すことができます。

積極的なリハビリを行うことで、要介護度が改善することは、決して珍しいことではありません。

一般介護予防事業 ▶ P.29～

自分らしい生活へ

外出するの
も
楽しくなった

できることが
増えてきた

できることは
自分で



介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

介護保険サービスの種類と費用

地域支援事業 (総合事業)

地域支援事業 (その他の事業)

市町村特別給付

介護保険以外のサービス

費用の支払い

介護保険料の決め方

① 自宅を中心に利用するサービス



施設に通って利用する

施設に通ってリハビリをする

要介護 1～5 通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など（栄養改善）
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）
- などのメニューを選択して利用できます。

利用者負担（1割）のめやす
【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1	788 円
要介護 2	933 円
要介護 3	1,081 円
要介護 4	1,255 円
要介護 5	1,425 円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
・栄養改善 207 円／1 回
・口腔機能向上 155 円／1 回 など
※食費、日常生活費は別途負担となります。

要支援 1・2 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など（栄養改善）
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）

などのメニューを選択して利用できます。

1カ月あたりの利用者負担（1割）のめやす

要支援 1	2,343 円
要支援 2	4,368 円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
・栄養改善 207 円／月
・口腔機能向上 155 円／月 など
※食費、日常生活費は別途負担となります。



認知症の方が施設に通って受けるサービス

要介護 1～5 要支援 1・2 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

地域密着型サービス

認知症と診断された高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。



利用者負担（1割）のめやす【6～7時間未満利用した場合】

要介護 1	909 円	要支援 1	785 円
要介護 2	1,007 円	要支援 2	879 円
要介護 3	1,102 円		
要介護 4	1,200 円		
要介護 5	1,298 円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。

リハビリの専門家ってどんな人？

リハビリの専門家とは「理学療法士」や「作業療法士」「言語聴覚士」をいいます。具体的には次のようリハビリを行います。

理学療法士：日常生活に必要な基本動作を行う機能を維持・回復するために、運動療法や温熱を使った物理療法などを行います。

作業療法士：日常活動の仕事や遊びなどの動作を通じて心身の機能の回復を図ります。

言語聴覚士：音声・言語・聴覚に障がいのある方に訓練や検査などを行います。

※利用者負担は1～3割です。本冊子は利用者負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

要介護 1～5 要支援 1・2 短期入所生活介護【ショートステイ】（介護予防短期入所生活介護）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの利用者負担（1割）のめやす【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	623 円	623 円	728 円
要介護 2	695 円	695 円	798 円
要介護 3	770 円	770 円	875 円
要介護 4	842 円	842 円	949 円
要介護 5	914 円	914 円	1,020 円



要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	466 円	466 円	547 円
要支援 2	580 円	580 円	678 円

医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

要介護 1～5 要支援 1・2 短期入所療養介護【医療型ショートステイ】（介護予防短期入所療養介護）

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。



1日あたりの利用者負担（1割）のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	774 円	853 円	859 円
要介護 2	823 円	904 円	907 円
要介護 3	888 円	970 円	974 円
要介護 4	943 円	1,024 円	1,030 円
要介護 5	998 円	1,081 円	1,085 円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	595 円	630 円	641 円
要支援 2	746 円	795 円	811 円

【居室の違い】

- 従来型個室：共同生活室（リビングスペース）を併設していない個室
- ユニット型個室：共同生活室（リビングスペース）を併設している個室
- ユニット型個室的多床室：ユニット型個室に準じた完全な個室ではない居室。「ユニット型準個室」から名称が変更されました。
- 多床室：定員2人以上の個室ではない居室

事業者を選ぶために…

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。

すべてのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務付けられています。厚生労働省「介護サービス情報公表システム（<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>）」から閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。

また、デイサービスセンターなどの施設を比較・検討するなら、実際に見学や体験利用をしてみることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをよく確認してみましょう。

介護 公表

検索

介護保険制度のしくみ

サービスの利用の手順

介護保険サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

地域支援事業（その他の事業）

市町村特別給付

介護保険以外のサービス

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

① 自宅を中心に利用するサービス



通いを中心とした複合的なサービス

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスを受ける

要介護
1～5

要支援
1・2

小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。



地域密着型サービス

1カ月あたりの利用者負担(1割)のめやす【事業所と同一の建物に居住していない場合】

要支援 1	3,564円
要支援 2	7,202円
要介護 1	10,804円
要介護 2	15,878円
要介護 3	23,097円
要介護 4	25,492円
要介護 5	28,107円

通い・訪問・泊まりに看護を組み合わせたサービスを受ける

要介護
1～5

看護小規模多機能型居宅介護 【複合型サービス】

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

地域密着型サービス

1カ月あたりの利用者負担(1割)のめやす【事業所と同一の建物に居住していない場合】

要介護 1	12,858円
要介護 2	17,990円
要介護 3	25,289円
要介護 4	28,683円
要介護 5	32,445円

有料老人ホームや軽費老人ホームなどのうち「特定施設」(入居者がそこで受ける介護サービスが介護保険の対象となる施設)と指定を受けた施設では「特定施設入居者生活介護」を利用できます。「特定施設入居者生活介護」は入居している居室が自宅とみなされるため、大きくは居宅サービスや地域密着型サービスに分類されます。

介護や支援が必要になっても自分でできることは自分で!

自分でできることまで介護サービスに頼ると、徐々に身体機能が低下し、状態は悪化してしまいます。ケアプランを作成する時からできないことだけを介護サービスで補うことにして、自分でできることは自分で行い、できることを増やすことを目指しましょう。

家族の方が介護する場合も、本人のためにも本人ができないことだけを支援するようにしましょう。



買い物などもできるうちはなるべく積極的に行いましょう。



自宅から移り住んで利用する

※利用者負担は1～3割です。本冊子は**利用者負担1割の費用をめやすとして**掲載しています。

認知症の方が施設で共同生活を送る

要介護
1～5

要支援
2

認知症対応型共同生活介護【グループホーム】 (介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症と診断された高齢者が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※要支援 1の方は利用できません。



地域密着型サービス

1日あたりの利用者負担(1割)のめやす【2ユニットの事業所の場合】

要支援 2	770円
要介護 1	774円
要介護 2	810円
要介護 3	834円
要介護 4	851円
要介護 5	868円

地域の小規模な有料老人ホームなどで介護サービスを受ける

要介護
1～5

地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームに入居している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

令和7年3月31日現在、八幡市では実施していません。

地域密着型サービス

1日あたりの利用者負担(1割)のめやす

要介護 1	561円
要介護 2	631円
要介護 3	704円
要介護 4	771円
要介護 5	843円

有料老人ホームなどに入居している方が介護サービスを受ける

要介護
1～5

要支援
1・2

特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。サービスは、施設の職員がサービスを行う包括型(一般型)と、外部の事業者がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。



1日あたりの利用者負担(1割)のめやす【包括型(一般型)】

要支援 1	188円
要支援 2	322円
要介護 1	557円
要介護 2	626円
要介護 3	698円
要介護 4	764円
要介護 5	835円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

介護保険制度のしくみ

サービスの利用の手順

介護保険サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

地域支援事業(その他の事業)

市町村特別給付

介護保険以外のサービス

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

②介護保険施設で受けるサービス

介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。



- ※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。
- ※居住費、食費、日常生活費が別途負担となります。
- ※従来型個室、多床室、ユニット型個室の違いについては、16 ページを参照してください。



自宅から移り住んで利用する

生活介護が中心の施設

要介護 3～5 介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。



1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 3	約22,553円	約22,553円	約25,111円
要介護 4	約24,710円	約24,710円	約27,298円
要介護 5	約26,836円	約26,836円	約29,424円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方。

介護やリハビリが中心の施設

要介護 1～5 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けられます。



1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約22,091円	約24,433円	約24,710円
要介護 2	約23,508円	約25,973円	約26,127円
要介護 3	約25,511円	約27,976円	約28,130円
要介護 4	約27,206円	約29,609円	約29,824円
要介護 5	約28,715円	約31,180円	約31,365円



自宅から移り住んで利用する

長期療養の機能を備えた施設

要介護 1～5 介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護（日常生活上の世話）が一体的に受けられます。



1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約22,214円	約25,665円	約26,189円
要介護 2	約25,634円	約29,054円	約29,578円
要介護 3	約32,967円	約36,418円	約36,942円
要介護 4	約36,110円	約39,530円	約40,053円
要介護 5	約38,913円	約42,364円	約42,888円

地域の小規模な介護老人福祉施設で介護サービスを受ける

要介護 3～5 地域密着型

地域密着型サービス

介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。



1カ月あたりの利用者負担(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 3	約 22,954 円	約 22,954 円	約 25,511 円
要介護 4	約 25,172 円	約 25,172 円	約 27,760 円
要介護 5	約 27,329 円	約 27,329 円	約 29,917 円

- ※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
- ※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。
- ※要支援の方は利用できません。

施設サービスにかかる費用について ▶ P.21 ～

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

介護保険サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

地域支援事業（その他の事業）

市町村特別給付

介護保険以外のサービス

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

介護保険サービスの種類と費用

● 施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の利用者負担分(1～3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。



★居住費・食費について

居住費・食費は、施設と利用者との契約により決められますが、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

施設の種類	居住費				食費
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
介護老人福祉施設	1,231 円	915 円	2,066 円	1,728 円	1,445 円
介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院	1,728 円	437 円*	2,066 円	1,728 円	

※令和7年8月より、室料が徴収される場合は697円になります。

次のサービスを利用したときも居住費・食費を支払います

・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護

● 所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた居住費・食費の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

● 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。



■ 対象となる施設・サービス

- 介護老人福祉施設(地域密着型も含む)
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 短期入所生活介護(介護予防も含む)
- 短期入所療養介護(介護予防も含む)
- 介護医療院

■ 対象とならない主な施設・サービス

- 通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- グループホーム
- 有料老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅
- ケアハウス 等

居住費・食費の負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	所得の状況 ^{※1}	預貯金等の資産 ^{※2} の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円
	老齢福祉年金受給者の方						
2	年金収入額 ^{※3} (遺族年金等を含む)+その他の合計所得金額が80万円 [★] 以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円 [600円]
	年金収入額 ^{※3} (遺族年金等を含む)+その他の合計所得金額が80万円 [★] 超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	650円 [1,000円]
3-①	年金収入額 ^{※3} (遺族年金等を含む)+その他の合計所得金額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	1,360円 [1,300円]

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む)。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。

※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。(現金・有価証券等)

※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

※3 年金収入額には課税年金収入額と非課税年金収入額(遺族年金・障害年金)があります。

★令和7年8月より80.9万円に変更されます。

不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。

● 社会福祉法人が提供する介護サービスの利用者負担を軽減する制度について

所得が低く、特に生計が困難な方について、介護サービスを行う社会福祉法人等が利用者の負担(介護サービス費、居住費、食費)を軽減する制度です。

※軽減を受けるには、高齢介護課への申請が必要です。

住民税非課税の世帯に属し、次の要件を全て満たす方のうち、その方の収入や世帯の状況、利用料負担を総合的に勘案し、特に生計が困難な者として市町村が認めた方および生活保護受給者。

- 1 年間収入が単身世帯で150万円(世帯員1人増えるごとに50万円加算)以下
- 2 預貯金等が単身世帯で350万円(世帯員1人増えるごとに100万円加算)以下
- 3 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- 4 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- 5 介護保険料を滞納していないこと

対象の費用から4分の1を減額します。詳しくは高齢介護課までお問い合わせください。

③生活環境を整えるサービス

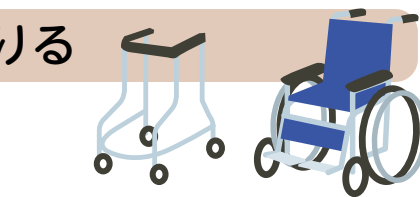


生活する環境を整える

自立した生活を送るための福祉用具を借りる

福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

次の13種類が貸し出しの対象となります。
原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、①～④のみ利用できます。⑬は、要介護4・5の方のみ利用できます。



月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割が利用者負担となります。

要介護4・5の方が利用できる福祉用具

要介護2・3の方が利用できる福祉用具

要支援1・2、要介護1の方が利用できる福祉用具

- | | |
|--|---|
| ① 手すり（置き型等の工事不要のもの） | ③ 歩行器 |
| ② スロープ（置き型等の工事不要のもの） | ④ 歩行補助つえ（松葉づえ、多点つえ等） |
| ⑤ 車いす | ⑨ 床ずれ防止用具 |
| ⑥ 車いす付属品（クッション、電動補助装置等） | ⑩ 体位変換器（起き上がり補助装置を含む） |
| ⑦ 特殊寝台 | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器（離床センサーを含む） |
| ⑧ 特殊寝台付属品（サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等） | ⑫ 移動用リフト（立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む） |

⑬ 自動排せつ処理装置
（尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の方、要介護1～3の方も利用できます）

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問な点は事業者にご相談しましょう。

- 商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。※上限を超えた場合は、保険給付対象外（全額自己負担）となります。
- 事業者には下記①、②が義務付けられています。
 - 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
 - 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

※一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。

固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点つえ（松葉づえを除く）、多点つえについては、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

福祉用具を買う

要介護1～5 要支援1・2 特定福祉用具購入（特定介護予防福祉用具購入）

購入費支給の対象は、次の品目です。

- 移動用リフトのつり具の部分
- 腰掛便座（便座の底上げ部材を含む）
- 自動排せつ処理装置の交換部品
- 排せつ予測支援機器
- 簡易浴槽
- 入浴補助用具（入浴いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等）
- 固定用スロープ
- 歩行器（歩行車を除く）
- 歩行補助つえ（松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ）



年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。
費用が10万円だった場合、1～3万円が自己負担です。
（毎年4月1日から1年間）

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。



生活する環境を整える

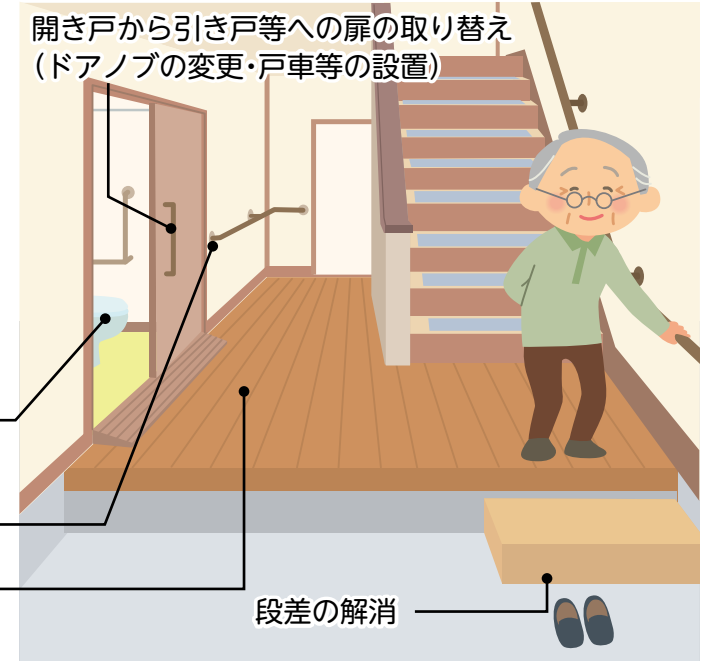
より安全な生活が送れるように住宅を改修する

要介護1～5 要支援1・2 居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）

事前と事後に申請が必要です

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。
（費用が20万円だった場合、利用者負担1割の場合2万円、2割の場合4万円、3割の場合6万円が利用者負担額です）

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーや高齢介護課に相談しましょう。



和式便器から
洋式便器への取り替え

手すりの取り付け

滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更

段差の解消

◎介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
 - 段差の解消
 - 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
 - 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
 - 和式から洋式への便器の取り替え
 - その他これらの各工事に付帯して必要な工事
- ※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

支給限度額／20万円まで（原則1回限り）
20万円が上限で、その1～3割が利用者負担です。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

※八幡市では、特定福祉用具購入、居宅介護住宅改修において利用者の一般的な経済的負担の軽減を図るため、利用者負担分のみの支払いで利用できる受領委任払い制度があります。（一定要件あり）



手続きの流れ（事前と事後の申請が必要です）
【償還払い（後から払い戻される）の場合】

相談

●ケアマネジャーや高齢介護課等に相談します。

事前申請

●工事を始める前に、高齢介護課に必要な書類を提出します。

【申請書類の例】

- ・支給申請書
- ・住宅改修が必要な理由書
- ・工事着工前の写真（日付入り）
- ・工事費の見積書（利用者宛のもの）等

●高齢介護課から着工の許可が下りてから着工します。

工事・支払い

●改修費用を事業所にいったん全額支払います。

事後申請

●高齢介護課に支給申請のための書類を提出します。

【申請書類の例】

- ・改修後の写真（日付入り）
- ・工事費の内訳書
- ・領収書（利用者宛のもの）等

払い戻し

●工事が介護保険の対象であると認められた場合、介護保険対象工事代金の7～9割が支給されます。

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

介護保険サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

地域支援事業（その他の事業）

市町村特別給付

介護保険以外のサービス

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

総合事業 自分らしい生活を持 続けるために

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、高齢者の介護予防と自立した 日常生活の支援を目的とした 事業で、**サービス・活動事業** と **一般介護予防事業** の二つからなります。

総合事業

① サービス・活動事業（P.26～）

●訪問型サービス ●通所型サービス

対象者

- ・要支援1・2の認定を受けた方
- ・基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方

② 一般介護予防事業（P.29～）

高齢者が日常的に介護予防に取り組めるような教室など

対象者

- ・65歳以上のすべての高齢者が対象

総合事業のポイント

- 要支援1・2の方は、**介護予防サービス** と **サービス・活動事業** を利用できます。
- **サービス・活動事業** のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判定で利用できます。（要介護認定は不要です）

総合事業を利用するには

まずは、地域包括支援センターまたは高齢介護課、ケアマネジャーへご相談ください。心身の状態を確認したうえで、その方に合ったサービスや支援を受けることができます。

基本チェックリストについて

基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目からなる質問票です。基本チェックリストから、どのような介護予防に取り組めばよいかわかります。

基本チェックリスト（一部抜粋）

- ☐ 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか
- ☐ 6カ月間で2～3kg以上の体重減少はありましたか
- ☐ 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
- ☐ 週に1回以上は外出していますか
- ☐ 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか

「膝が痛く、外出がしづらくなった」「食欲がなくなってきた」などのちょっとした不調が、介護が必要な状態にまで悪化してしまうことがあります。いつまでも自分らしい生活を持 続けるためには、症状が重くなる前に介護予防などに取り組むことが大切です。



生活機能の低下が気になったら地域包括支援センターに相談しましょう。

① サービス・活動事業

サービス・活動事業は、利用者のニーズにこたえられるよう、生活支援などの多様なサービスを提供します。

対象者 要支援1・2の方、事業対象者

国基準の現行相当訪問介護サービス

既存サービス事業者によるこれまでの介護予防訪問介護に相当するサービスです。専門的なホームヘルパーに訪問してもらい、調理や掃除などをいっしょに行い、利用者ができることが増えるよう支援してもらいます。



1カ月あたりの利用者負担（1割）のめやす

週1回程度利用	1,197円
週2回程度利用	2,393円

※左表の回数を超える利用は要支援2の方に限ります。（1カ月3,798円）
※利用者負担は1～3割です。本冊子は、利用者負担1割の費用をめやすとして掲載しています。
※事業所の所在地によって費用に地域加算があります。
※費用は施設の体制などによって異なります。

市独自基準による訪問型サービスB

協力員等による家事支援等簡易なサービスです。国基準の現行相当訪問介護サービスに準じた内容を、協力員等に訪問してもらい、利用者のできることが増えるよう支援してもらいます。

- 利用者負担 200円／回（1割の場合）
 - 実施事業所 八幡市シルバー人材センター
- ※利用者負担は1～3割です。



国基準の現行相当通所介護サービス

既存サービス事業者によるこれまでの介護予防通所介護に相当するサービスです。デイサービスセンターで、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどが日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など（栄養改善）
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）
- などのメニューを選択して利用できます。

1か月あたりの利用者負担（1割）のめやす

要支援 1	1,847 円
要支援 2	3,719 円

- ※利用者負担は1～3割です。本冊子は、利用者負担1割の費用をめやすとして掲載しています。
- ※事業所の所在地によって費用に地域加算があります。
- ※費用は施設の体制などによって異なります。
- ※一般介護予防事業の通所系サービスとの併用はできません。



- ※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
- ・ 栄養改善 206 円／月
- ・ 口腔機能向上 154 円／月 など
- ※食費、日常生活費は別途負担となります。

市独自基準による通所型サービス B

事業の特性、地域のニーズに応じた通いの場の確保や、介護予防・閉じこもり予防のためのサービスです。

ランチDeサービス

みんなで昼食を調理します。料理が苦手な方もサポートが補助するため安心して参加していただけます。

- 場 所 八幡市社会福祉協議会
- 実 施 日 毎週水曜日
- 利用者負担 600 円／回（材料費込）



ぽかぽか庵

地域の方の外出や社会参加を目的とし、みんなで昼食をいただきます。

- 場 所 京都八勝館（よりば路）
- 実 施 日 毎週火曜日・木曜日
- 利用者負担 600 円／回（食事代込）

八寿園亭

地域の方の外出や社会参加を目的とし、みんなで昼食をいただきます。

- 場 所 八寿園会議室
- 実 施 日 毎週水曜日・金曜日
- 利用者負担 600 円／回（食事代込）

※一般介護予防事業の通所系サービスとの併用はできません。

市独自基準による通所型サービス C

生活機能を改善させるための短期集中予防サービスです。

パワーアップ教室

（運動器の機能向上事業）

運動器の機能低下のおそれがある方を対象に、個別プログラムにそった運動やゲームなどを行い、運動機能の向上を図ります。

- 実施期間 1 クール約 3 カ月間（年間 4 クール）
- 実施頻度 週 2 回（全 20 回）
- 開催場所 八幡市文化センター、八寿園、福祉会館
- 利用者負担 200 円／回（1 割の場合）



いきいき笑って教室

閉じこもり予防支援事業・口腔機能向上事業・栄養改善事業を一体的に実施します。

（閉じこもり予防支援事業）

運動・アクティビティサービスなどを通じて閉じこもりや認知症の改善・予防を図ります。

（口腔機能向上事業）

「固いものが食べにくくなった」「お茶や汁物でむせることがある」など、口腔機能低下のおそれのある方を対象に開催します。歯科衛生士などがえん下訓練などの指導を行い、口腔機能の向上を図ります。

（栄養改善事業）

低栄養状態のおそれのある方を対象に開催します。その方の食習慣や嗜好を把握したうえで、計画を立て、調理実習や講義などを通して栄養状態の改善を図ります。

- 実施期間 1 クール約 3 カ月間（年間 4 クール）
- 実施頻度 週 2 回（全 18 回）
- 開催場所 八幡市文化センター、八寿園、福祉会館
- 利用者負担 200 円／回（1 割の場合）

- ※利用者負担は1～3割です。
- ※送迎あり（片道 200 円）
- ※一般介護予防事業の通所系サービスとの併用はできません。



②一般介護予防事業

一般介護予防事業は、健康寿命を延ばし、少しでも長い間自立した生活をおくることができるよう実施されています。

各種事業に参加する人を増やすとともに、高齢者自身も事業の担い手となり、地域のコミュニティを活性化する役割が期待されています。

対象者 65歳以上の高齢者

今からはじめる筋トレ講座

運動の専門家から指導を受けることができ、筋力と定期的な運動習慣を身につけることができる教室です。

- 実施期間 1クール約2カ月間（年間4クール）
- 実施頻度 週1回（全6回）
- 利用者負担 開催内容により、別途実費負担が必要です。
- 開催場所 市内の介護福祉施設や公共施設等
- 問い合わせ 健康推進課

※他の通所系サービスを利用していない方のみ



脳にいいトレ

短時間で簡単に認知機能の測定をし、運動とゲームを組み合わせる認知機能の維持・向上を目的とした教室です。

- 実施期間 1クール約2カ月間（年間3クール）
- 実施頻度 週1回（全8回）
- 開催場所 市内の公共施設等
- 問い合わせ 健康推進課

※他の通所系サービスを利用していない方のみ



健康長寿教室

運動・食生活・社会参加などをテーマとし、健康長寿の秘訣を学ぶことができるミニ健康講座です。希望のある団体に対して実施します。

- 実施場所 希望団体から依頼のあった場所
- 問い合わせ 健康推進課



出前講座

運動普及講座（ご近所筋トレ）

自宅でも簡単にできる筋トレやストレッチを継続して行えるようサポートします。週に1回以上定期的に集まる機会のある5名以上の団体・グループに対して実施します。

- 実施場所 希望団体から依頼のあった場所
- 問い合わせ 健康推進課



高齢者健康相談事業

血圧測定や健康相談等ができます。

- 実施頻度 要望に応じて
- 実施場所 希望者から依頼のあった場所または電話相談
- 問い合わせ 健康推進課



介護支援サポーター事業

市内の介護保険施設において、ボランティア活動をした際に、その活動実績に応じたポイントを付与し、貯まったポイントを換金することができます。

- 対象者 65歳以上で介護保険の要介護認定を受けていない高齢者
- 問い合わせ 八幡市社会福祉協議会 介護支援サポーター事業所……………☎ 981-0098



介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

介護保険サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

地域支援事業（その他の事業）

市町村特別給付

介護保険以外のサービス

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

家族介護者交流事業

要介護高齢者を介護する家族を対象に、介護知識・技術を習得するための教室や介護者間の交流を図ることを目的とした事業を実施します。

- 対象者 次の2つの要件をすべて満たしている介護者
 - 要介護高齢者を在宅で介護している家族
 - 要介護者、介護者ともに八幡市に住所を有する方
- 実施日時等 広報やわた等でお知らせします。

紙おむつ等助成事業

要介護者を介護する家族が、紙おむつなどを購入する場合、介護用品（紙おむつ等）の経費の一部を助成します。

- 対象者 次の3つの要件をすべて満たしている介護者
 - 要介護3、要介護4または要介護5のおむつを要する要介護者を在宅で介護している介護者
 - 要介護者、介護者ともに市民税非課税世帯に属している
 - 要介護者、介護者ともに八幡市に住所を有する方
- 内容 1カ月あたり5,000円分の介護用品の給付券を交付します。



家族介護者慰労金助成事業

要介護高齢者を在宅で介護する家族に対し、経済的な負担の軽減を図り、介護の継続を支援します。

- 対象者 次の4つの要件をすべて満たしている介護者
 - 要介護4または要介護5の認定を受けているが、過去1年間介護保険サービスを利用していない（年間7日以下のショートステイ利用、住宅改修費の支給および特定福祉用具の購入を除く）方を在宅で介護している介護者
 - 要介護者が市民税非課税
 - 要介護者、介護者ともに介護保険料の滞納がない
 - 要介護者、介護者ともに八幡市に住所を有する方
- 内容 年額100,000円を支給します。



緊急通報（シルバーライフライン）システム整備事業

住み慣れた地域での生活の継続を支援するため、病気やけがなど緊急時の通報に、24時間・365日対応するシステムです。

- 対象者 見守りの必要なひとり暮らしの高齢者（65歳以上）等
- 実施内容 ①見守りの必要な高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与します。
②相談・緊急ボタンによる通報をオペレーションセンターが受け付け、対応します。
- 貸与機器 固定型もしくはモバイル型
モバイル型については、固定電話回線がない等の理由で固定型の緊急通報装置が設置できない方が対象です。
- 利用者負担 固定型の場合、設置費及び機器の貸借料は無料。電話回線利用に伴う通話料等は自己負担。
モバイル型の場合、市民税非課税世帯の方は無料、市民税課税世帯の方は月額1,000円（税込）の自己負担がかかります。



配食サービス事業

閉じこもり、認知症、うつのおそれのある方を対象に、昼食を配達します。同時に状況把握を行い、自立生活の維持を支援します。

- 対象者 ●食事の支度が困難で栄養改善の必要がある60歳以上の方
●要介護又は要支援の認定を受けている65歳以上の方
●介護予防・生活支援サービス事業対象者
- 利用者負担 600円/食
- 配食提供機関 ・京都八勝館
・デイサービスセンターやまばと
・京都ひまわり園
・有智の郷



介護・認知症啓発事業

介護への理解を深め、地域における支え合いの輪を広げていくことを目的とした「介護の日講演会」を開催します。

- 開催日時 広報やわた等でお知らせします。

オレンジカフェ事業

認知症の方やその家族、地域住民が気軽に集える「オレンジカフェ」を市内各所で月1回開催します。カフェでは、地域包括支援センターの職員が認知症に関する悩みや介護者の相談に応じます。

- 対象者 認知症の方やその家族、地域住民
- 問い合わせ 地域包括支援センター



認知症サポーター養成講座

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を応援し、だれもが暮らしやすい地域をつかっていくため、「認知症サポーター養成講座」を開催します。

八幡市あんしんネットワーク事業

市・警察・地域の協力機関等とのネットワークを構築し、地域の見守り活動を行います。
また、認知症高齢者等の「事前登録制度」を実施し、万が一、所在不明となった場合は、早期発見・保護できるようにネットワークを活用します。
事前登録者を対象にした損害賠償保険の自動付帯やGPS端末機の貸与にかかる費用の補助も行っています。



認知症初期集中支援チーム

医療職と介護職が連携した「認知症初期集中支援チーム」が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、早期診断、早期対応に向けた支援を行います。

- 対象者 認知症が疑われる人や認知症の人
- 相談窓口 地域包括支援センター



「高齢者の権利を守ります」

地域支援事業では、介護予防に関する支援のほかに、高齢者の権利を擁護するための支援も行っています。

次のようなお悩みは、**地域包括支援センター**にご相談ください。

預貯金や
財産の管理が
自分では不安に
なってきた

悪質な商法によって
高額な買い物を
させられた

介護サービス
事業者の対応に
不満を訴えても
改善されない

など



権利擁護

成年後見制度利用支援事業

認知症などで判断能力が十分でない方について、代理権や同意権、取消権が付与された成年後見人などが、本人の財産管理や身上監護などを行う制度です。

- 対象者 認知症高齢者等で判断能力が不十分な方
- 利用範囲 成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。「法定後見制度」は本人の判断能力や状況により「後見」「保佐」「補助」の3種類に区分され、それぞれ支援する範囲が異なります。
また、「任意後見制度」は、本人の判断能力が不十分になったときに備えて、判断能力のあるうちに任意後見人となるべき人との間で契約を結んでおき、判断能力が不十分な状況になったときに契約にそって支援を受ける制度です。
- 問い合わせ 「法定後見制度」の申立ては、家庭裁判所に行います。「後見」「保佐」「補助」それぞれの申立てにより、申請書・費用等が異なります。申立てる親族がいない場合、市長が申立てることもあります。
「任意後見制度」は、公証人役場において公正証書による手続きが必要となります。



【市長申立て等利用者支援事業に関すること】
地域包括支援センター

【成年後見制度の手続きに関すること】
京都家庭裁判所……………☎ 722-7211

【任意後見契約に関すること】
京都公証人合同役場……………☎ 231-4338

【関連サービス】
福祉サービス利用援助事業（37 ページをご覧ください。）

寝具乾燥サービス

健康増進および衛生保持を図るため、訪問による寝具の乾燥消毒および丸洗いを行います。

- 対象者 ・本人および家族等が寝具の乾燥消毒や丸洗いをするのが困難である、本市に住民票がある65歳以上の要支援・要介護認定を受けている方
・保険給付の制限等を受けていない方
- 利用範囲 【寝具乾燥】1回につき1組3枚まで(4月、6月、10月、2月の年4回実施)
【寝具丸洗い】1回につき2枚まで(8月、12月の年2回実施)
- 利用料金 【寝具乾燥】1組につき500円
【寝具丸洗い】1枚につき400円



介護保険以外のサービス



日常生活用具の給付・貸与

電磁調理器・火災警報器・自動消火器を給付し、固定電話を貸与します。

- 対象者 電磁調理器等の日常生活用具が必要な、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等
- 利用範囲 各種目1回のみ(基準額あり)
- 利用料金 所得税額により個人負担あり

軽度生活援助サービス

調理、衣類の洗濯・補修、住居などの掃除、生活必需品の買い物など、身の回りのお世話や、付添い援助、入浴介助などの介護を行います。

- 対象者 病気やけが等で一時的に介護が必要な、おおむね65歳以上で低所得の高齢者世帯等1世帯1事由につき1カ月以内の利用(1日3時間以内)
- 利用時間 通常午前8時～午後6時まで
※なお、午前7時～午前8時及び午後6時～午後8時までの時間帯の利用については、別途負担が必要です。
- 利用料金 (生活支援) 1時間あたり210円
(身体介護) 1時間あたり420円



高齢者短期入所事業

高齢者を介護する家族の精神的な負担の軽減を図り、介護の継続を支援します。

- 対象者 高齢者(原則として介護保険の要介護認定で要支援・要介護認定を受けている方を除く)を介護する家族等で、冠婚葬祭等や介護者の休養等で一時的に施設利用が必要となった方
- 実施内容 介護者が不在の間、施設で高齢者の日常生活のお世話や機能訓練を行います。
- 実施期間 年間14日以内
- 実施場所 市内介護保険施設



養護老人ホームへの措置

自分で身の回りのことはできるが、身体上、精神上、家族や住居の状況、経済的な事情により、在宅での生活が困難な方に入所していただく施設です。

- 対象者 おおむね65歳以上の高齢者で、入浴、排泄、食事等自分の身の回りのことができる方。(ただし、市民税所得割非課税世帯の方に限られます。)
- 利用料金 入所される高齢者の収入により決定します。
また、ご家族(配偶者又は子ども)の市民税・所得税の課税額によって入所費用の一部負担が必要になる場合があります。



老人憩いの家 八寿園

男山美桜 18
☎ 981-8131

施設内に、ステージ付大広間や健康室があります。自由にレクリエーションや趣味等の活動ができ、ゆっくりおくつろぎいただけます。介護予防事業も実施しています。

〈利用者〉

市内に住所を有する60歳以上の方(利用希望者には八寿園で「利用証」が発行されます)

〈利用時間〉

平日の午前8時30分から午後5時まで
土曜日の午前8時30分から正午まで

老人の家(南ヶ丘・都)

南ヶ丘 老人の家……………八幡広門 40-1
☎ 981-6593
都 老人の家……………下奈良一丁地 23-1

レクリエーションや趣味等の活動ができるスペースがあり、ゆっくりおくつろぎいただけます。

〈利用者〉

市内に住所を有する60歳以上の方

〈利用時間〉

平日の午前8時30分から午後5時まで
土曜日の午前8時30分から正午まで

八幡市社会福祉協議会

地域福祉の推進を図る役割を担っています。
さまざまな福祉事業を展開しています。

八幡東浦5 福祉会館内
問い合わせ…☎ 983-4450

(1) 福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)

- 内 容 地域で自立した生活を営む上で、判断能力が不十分な認知症高齢者等に、福祉サービスの利用の手続き、日常の金銭管理等を支援する事業です。
 - 対 象 者 判断能力に不安のある認知症高齢者等の方
(ただし、契約書及び支援計画について理解ができる方)
 - 利用範囲 福祉サービスの利用手続き援助や利用料の支払い、日常の金銭管理等、「支援計画書」に基づき、生活支援員が支援します。また、支援内容によっては、通帳(預金金額の上限あり)や印鑑の保管も行っています。
 - 利用料金
 - 相談や「支援計画」作成までは無料
 - 「支援計画」にもとづいて行うサービスは1時間1,000円
 - サービス提供に必要な移動費実費は別途負担
 - ア.福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の援助に使用する通帳・はんこ・公的書類(注)の保管料は、月額250円(年間3,000円)
イ.アに該当しない書類等で社会福祉協議会が必要と認めたものの保管料は、月額250円(年間3,000円)
- ※なお、令和7年4月1日現在、市民税非課税世帯に属する方または生活保護を受けている方は、利用料の負担はありません。今後変更となる可能性がありますので、詳しくは社会福祉協議会にお問い合わせください。
(注)公的書類とは、福祉サービスの利用や年金の受取等に必要な書類で、公的機関が作成したものを指します。



(2) ふれあいサロン

- 内 容 市内の各福祉委員会が、公民館や集会所等地域の身近な場所で昼食会や茶話会、趣味の会等を開催しています。各福祉委員会により、サロンの内容や開催日・時間等が異なりますので、お問い合わせください。



老人クラブ

市内に在住する60歳以上の方を対象に活動しています。年間を通じて地域ごとに、社会奉仕活動、文化活動、スポーツ、地域活動などを実施し、心身の健康保持及び増進、高齢者相互の交流を図っています。

- 問い合わせ 八幡市老人クラブ連合会事務局
☎ 983-3868 男山美桜 18
(老人憩いの家「八寿園」内)



シルバー人材センター

高齢者がこれまで培った知識や経験を生かし、仕事を通じて社会貢献することを目的としています。

- 問い合わせ 八幡市シルバー人材センター……………☎ 983-0822 八幡御馬所 18

○センター会員・入会説明会

- 内 容 会員登録が必要です。会員には知識・経験・技能を生かした短期間の仕事を提供します。
- 会員登録 60歳以上の健康で働く意欲のある方の資格
- 入会説明会 毎月第1もしくは第2木曜日・午後

○請け負う主な仕事

(1) 家事援助サービス

- 内 容 買い物、炊事、洗濯、掃除等の家事全般や話し相手、通院つきそい等、毎日の生活で困っている部分のお手伝いをします。
- 利用時間・利用料金 1時間～ 相談のうえ 1,185円～
希望されるサービスの内容等により料金が異なりますので、お問い合わせください。



(2) その他

- 内 容 除草、植木剪定、襖・障子の張り替え等の仕事をしています。発注する方は、ご連絡ください。

利用者の負担と負担の軽減

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。利用者負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

● 介護保険のサービスを利用したときは利用料の1～3割を支払います

要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限（限度額）が設けられています（下表）。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

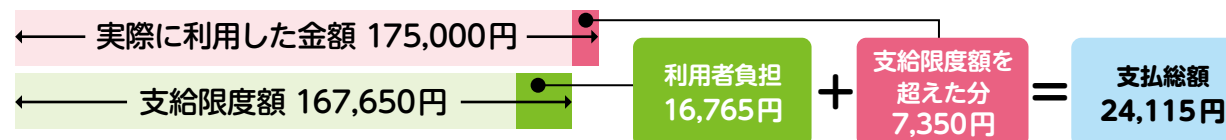
■サービスの支給限度額（1カ月）のめやす

要介護度	支給限度額	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援 1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援 2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護 1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護 2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護 3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護 4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護 5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

支給限度額の範囲内でサービスを利用した場合は、1～3割の利用者負担となります。支給限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分が全額自己負担となります。



例 要介護1（1割負担）の方が、175,000円分のサービスを利用した場合の支払額は



■支給限度額に含まれないサービス

- ・特定福祉用具購入
- ・居宅介護住宅改修
- ・居宅療養管理指導
- ・特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用を除く）
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- ・介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※介護予防サービスについても同様です。

低所得の障がい者の方のための負担軽減

一定の要件を満たした方が障がい福祉サービスに相当するサービスを介護保険で利用する場合、償還払いにより、利用者負担分が軽減されます。

- 【要件】① 介護保険サービスに相当する障がい福祉サービス（居宅介護、生活介護等）に係る支給決定を65歳に達する前に5年間引き続き受けていた方
 ② 障がい福祉サービスに相当する介護保険サービス（訪問介護、通所介護等）を利用する方
 ③ 障害支援区分2以上であった方
 ④ 住民税非課税者または生活保護世帯の方
 ⑤ 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない方

● 利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用した介護サービス利用者負担（1～3割）の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付を受けるには、高齢介護課への申請が必要です。
- 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

利用者負担の限度額（月額）

区分	限度額
年収約1,160万円（課税所得690万円）以上の方	140,100円（世帯）
年収約770万円（課税所得380万円）以上、 年収約1,160万円（課税所得690万円）未満の方	93,000円（世帯）
年収約383万円（課税所得145万円）以上、 年収約770万円（課税所得380万円）未満の方	44,400円（世帯）
上記以外の住民税課税世帯の方	44,400円（世帯）
世帯全員が住民税非課税	24,600円（世帯）
・老齢福祉年金受給者の方 ・課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円★以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護受給者の方等	15,000円（個人）

★令和7年8月より80.9万円に変更されます。

● 介護保険と医療保険の支払いが高額になったとき

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。（高額医療・高額介護合算制度）

- 給付を受けるには、申請が必要です。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 利用者負担限度額を超える額が500円以下の場合は支給されません。

医療と介護の負担合算後の限度額（年額：毎年8月1日から翌年7月31日まで）

70歳未満の方

区分	限度額
※基準総所得額 901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

※基準総所得額＝前年の総所得金額等－基礎控除

※区分の基準額は今後変更になる場合があります。

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

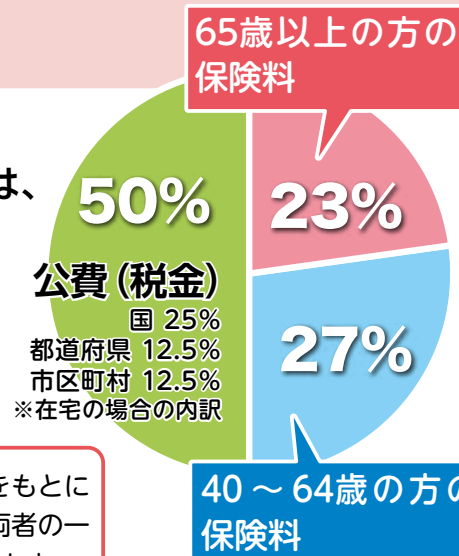
区分	限度額
課税所得 690万円以上	212万円
380万円以上690万円未満	141万円
145万円以上380万円未満	67万円
一般（住民税課税世帯の方）	56万円
低所得者（住民税非課税世帯の方）	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方（年金収入のみの場合80万円以下の方）※	19万円

※介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

社会全体で介護保険を支えています

40歳以上のみなさんが納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。

負担割合は、65歳以上の方と40～64歳の方の人口比率をもとに決められます。65歳以上の方の人口が増加しているなか、両者の一人あたりの保険料の均衡を図るために、3年に1度見直されます。



40～64歳の方の保険料

40～64歳の方(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。

	決まり方	納め方
国民健康保険に加入している方 	世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。 ※所得の低い方への軽減措置などが市区町村ごとに設けられています。	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。
職場の健康保険に加入している方 	加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。	医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。 ※40～64歳の被扶養者(主婦など)は個別に保険料を納める必要はありません。

65歳以上の方の保険料

65歳以上の方の保険料は、市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方

市に必要な
介護サービスの総費用



65歳以上の方の
負担分 23%



市に住む
65歳以上の方の人数

八幡市の令和6～8年度の保険料の基準額 75,000円(年額)

八幡市の令和6～8年度の保険料の基準額 75,000円(年額)

この「基準額」をもとに、所得などに応じた負担になるように、16段階の保険料に分かれます。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金 ^{※1} 受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	基準額 × 0.285	21,380円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で 本人の前年の合計所得金額 ^{※2} + 公的年金等収入額 ^{※3} が 80.9万円以下の方	基準額 × 0.485	36,380円
第3段階	120万円超の方	基準額 × 0.685	51,380円
第4段階	本人が市民税非課税で 世帯内に市民税課税者がいる 方で、本人の前年の合計所得 金額+公的年金等収入額が 80.9万円以下の方	基準額 × 0.90	67,500円
第5段階	80.9万円超の方	基準額 × 1.00	75,000円
第6段階	125万円以下の方	基準額 × 1.10	82,500円
第7段階	125万円超200万円未満の方	基準額 × 1.30	97,500円
第8段階	200万円以上300万円未満の方	基準額 × 1.50	112,500円
第9段階	300万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.70	127,500円
第10段階	400万円以上500万円未満の方	基準額 × 1.90	142,500円
第11段階	500万円以上600万円未満の方	基準額 × 2.10	157,500円
第12段階	600万円以上700万円未満の方	基準額 × 2.30	172,500円
第13段階	700万円以上800万円未満の方	基準額 × 2.40	180,000円
第14段階	800万円以上1,000万円未満の方	基準額 × 2.60	195,000円
第15段階	1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額 × 2.70	202,500円
第16段階	1,500万円以上の方	基準額 × 2.90	217,500円

※公費による低所得者の介護保険料の軽減強化により、第1・第2・第3段階の負担割合を軽減しております。

※1 老 齢 福 祉 年 金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合 計 所 得 金 額 収入から必要経費(給与所得控除額や公的年金等控除額など)を控除した額で、株式等の譲渡損失にかかる繰越控除前の額です。土地・建物等の長期譲渡所得や短期譲渡所得の特別控除がある場合は差し引きします。第1～5段階については、公的年金等に係る雑所得を控除した額となり、給与所得が含まれている場合は給与所得から10万円を控除した額となります。

※3 公 的 年 金 等 収 入 額 国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。

●65歳以上の方の介護保険料の納め方

65歳以上になった月(65歳の誕生日の前日の属する月)の分から納めます。
納め方は受給している年金※の額によって次の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

※受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

年金が年額**18万円以上**の方

→年金から【**天引き**】になります(特別徴収)

- 保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。

年金の支払い月に天引きされます

4月 6月 8月 10月 12月 2月

！本来、年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。

- 年度途中で保険料が増額になった

→増額分を納付書で納めます。

- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった など

→おおむね半年から1年後に天引きになります。
それまでは、納付書で納めます。

年金が年額**18万円未満**の方

→【**納付書**】で各自納めます(普通徴収)

- 市区町村から送られてくる納付書により、取り扱い金融機関で納めます。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、**介護保険料の口座振替が便利**です。

手続き

- ①介護保険料の納付書、通帳、印かん(通帳届出印)を用意します。
- ②取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。
※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。

口座振替が便利ね

介護保険料を滞納すると？

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。

納期限を過ぎると

督促が行われます。**督促手数料や延滞金などが徴収**される場合があります。

1年以上滞納すると

サービスを利用したとき、いったん利用料の**全額を自己負担**しなければならなくなります。(9～7割相当分は後で市区町村から払い戻されます。)

1年6カ月以上滞納すると

市区町村から払い戻されるはずの給付費(9～7割相当分)はいったん**全額自己負担**となり、申請しても保険給付費の**一部または全額を一時的に差し止める**などの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、**差し止められた額から介護保険料が差し引かれる**ことがあります。

2年以上滞納すると

上記に加えて、滞納期間に応じて利用したサービス費用の利用者負担割合が**3割または4割に引き上げられるとともに、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなります。**

困ったときは 介護保険の窓口へ...

災害などで、保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免や猶予が受けられる場合もあります。

困ったときは、お早めに高齢介護課にご相談ください。

Q 65歳になる年度の保険料はどうなりますか？

A **64歳までの分** 4月から65歳になる月の前月までの分は、年度末(3月)までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料から介護保険分として納めるなど、加入している医療保険によって納付方法が異なります。

65歳からの分 65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、介護保険料として納めます。

64歳までの分と、65歳からの分が、その年度を通して重なって納める時期もありますが、保険料は二重に納めているわけではありませんので、ご安心ください。

Q サービスを利用していないのですが納めた保険料は返してもらえますか？

A 65歳以上の方の保険料は、地域の介護サービスをまかなう大切な財源になっています。ですから、医療保険と同様に、保険料をお返しすることはありません。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。どうぞご理解ください。

使っていないけど...

介護保険 Q&A

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

介護保険サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

地域支援事業(その他の事業)

市町村特別給付

介護保険以外のサービス

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方